平成２１年（フ）第２８８３号
札幌市東区北24条東３丁目３番26―101号
債務者　熊谷　結子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９６９号
札幌市中央区南14条西11丁目３番７号　コーポ有岡202号
債務者　山内　雅彦
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９７１号
札幌市厚別区もみじ台北６丁目３番40―402号
債務者　塩原　美穂（旧姓檜山）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９７５号
札幌市豊平区平岸４条４丁目６番８号　中川ハイツ102号
債務者　佐藤　啓子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９８１号
札幌市中央区南５条西24丁目１番22―201号
債務者　渡部　恵理
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０１４号
札幌市東区北43条東７丁目１番15号　コーポ北川１号
債務者　藤井　義久
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０２０号
札幌市南区澄川４条２丁目11番39―207号
債務者　荒野みどり
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１号
北海道斜里郡斜里町青葉町34番地５　新望岳団地Ｃ棟503号
債務者　田村　泰子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
福島県会津若松市橋本１丁目５番21号　長谷川アパート５号、前住所福島県会津若松市緑町６番24号
債務者　今野　浩旺
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
福島県会津若松市北会津町東小松字宮の下2135番地、前住所鹿児島県鹿児島市吉野町2768番地１
債務者　福永　光弘
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３５１号
群馬県藤岡市三波川1152番地３
債務者　中　　恒子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３６０号
群馬県藤岡市下戸塚84番地３　松本アパート２
債務者　関口　翔太
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３６２号
群馬県高崎市中居町４丁目30番地４
債務者　伊藤智恵子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４５２号
埼玉県所沢市大字下安松195番地の３　シンコー101
債務者　横堀　節子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５１５号
埼玉県所沢市上新井２丁目28番地の22　サンシティ・ユー203、前住所埼玉県所沢市大字山口280番地の１
債務者　曽我部　晃
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５１６号
埼玉県所沢市上新井２丁目28番地の22　サンシティ・ユー203、前住所埼玉県所沢市大字山口280番地の１
債務者　曽我部佐智子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５１８号
埼玉県川越市今成３丁目14番地６
債務者　松村せつ子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部